

特定継続的役務提供特約

第1条（本特約の適用範囲及び本規約との関係）

1. この特約（以下「本特約」という）は、加盟店が特定継続的役務提供（特定商取引法に関する法律第41条第1項に定める特定継続的役務提供をいう。以下同じ）の方法により販売等を行う商品等の代金に関して株式会社ジャックス（以下「JACCS」という）が提供すクレジット契約の取扱に適用されます。
2. 本特約は、JACCS が別途定めるクレジット加盟店規約（以下「本規約」という）の特約です。前項に定める適用範囲に関し、本規約と本特約とで異なる定めがある場合には、本特約が本規約に優先して適用されるものとし、本特約に定めのない事項については、本規約の定めが適用されるものとします。
3. 本特約に定義のない語句で本規約に定義された語句は、本特約においても本規約で定義された意義を有するものとします。

第2条（加盟店又はその代理店による書面交付に関する遵守事項）

加盟店は、加盟店の責任において、原因契約の概要について記載した概要書面（特定商取引法第42条第1項に定める書面をいう。以下同じ。）及び原因契約の内容を明らかにする契約書面（特定商取引法第42条第2項又は第3項に定める書面をいう。以下同じ。）を法令に従い顧客に交付するものとします。

第3条（勧誘状況の調査）

JACCS は、本規約第9条第1項に従って行う審査に際して、加盟店又はその代理店による原因契約の締結に係る勧誘状況の調査を顧客に対して行うものとし、加盟店は当該調査につき協力を行うものとします。

第4条（勧誘状況調査とクレジット契約の締結）

前条の調査の結果、加盟店又はその代理店に以下の事由があるときには、JACCS は顧客によるクレジット契約の申込みを承諾しないものとします。

- ① 商品等の提供を受ける権利の種類及びこれらの内容又は効果（権利に係る役務の効果を含む）その他これらに類する事項について、顧客に対し、不実のことを告げる行為。
- ② 商品等の提供又は権利の行使による役務の提供に際し、顧客が購入する必要がある商品がある場合には、その商品の種類及びその性能又は品質その他これらに類する事項について、顧客に対し、不実のことを告げる行為。
- ③ 販売価格、商品等の提供期間、原因契約の解除に関する事項について、顧客に対し、不実のことを告げる行為。
- ④ 顧客が原因契約の締結を必要とする事情に関する事項、第1号乃至3号の他、原因契約に関する事項つき、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項について、顧客に対し、不実のことを告げる行為。
- ⑤ 原因契約の締結について勧誘をするに際し、前項第1号乃至第3号に掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為。
- ⑥ 原因契約を締結させるため、又は原因契約の解除を妨げるために、威迫・困惑する行為。

- ⑦ その他、特定商取引法に抵触する行為。

第5条（クーリングオフ発生時の措置）

1. 加盟店又は JACCS は、顧客から原因契約又はクレジット契約の申込の撤回又はこれらの契約の解除（クーリングオフ）の意思表示を受けた場合、その旨を直ちに他方当事者に連絡するものとします。
2. 前項の意思表示がなされた場合、JACCS は、本規約第 20 条第 4 号に基づいて、加盟店に対する立替払を拒絶できるものとし、既に JACCS から加盟店に対して精算金の支払が為されているときは、本規約第 21 条に従って返金対象立替金としての取扱いを行うものとします。

第6条（原因契約の中途解約）

1. 加盟店は、クーリングオフ権利行使期間経過後において、顧客より特定商取引法第 49 条に基づく中途解約の申し出を受けたときは、直ちに、JACCS にその旨を通知するものとします。
2. 前項の場合、加盟店は以下の定めに従うものとします。
 - ① 加盟店は、顧客に対して原因契約の中途解約に伴う損害賠償・解約金の請求をするときは、特定商取引法第 49 条第 2 項に規定される上限額を超えないものとします。
 - ② 加盟店は、加盟店所定の中途解約基準（概要書面および契約書面により顧客に予め提示されているものとする。）に基づき、顧客の JACCS に対する当該クレジット契約残債務の精算手続を次の手順に従って行うものとします。
 - ③ 加盟店は、顧客に対する未提供役務の金額を計算します。尚、関連商品が顧客より加盟店に返品される場合には、当該関連商品も含むものとします。
 - ④ 加盟店は、JACCS 所定の中途解約精算合意通知書を作成し JACCS に通知します。
 - ⑤ 加盟店は、未提供役務の代金相当額又は顧客の残債務額のいずれか少ない金額（以下「返還金」という。）を、JACCS が別に定める日までに、JACCS に支払うものとします。
 - ⑥ 返還金は、顧客の JACCS に対する残債務に充当されるものとします。
 - ⑦ 前号の充当後においても、顧客の JACCS に対する当該クレジット契約債務が残存することが明らかな場合は、加盟店は JACCS から通知された残債務予定額を遅滞なく顧客に通知するものとします。
 - ⑧ 前各号にかかわらず、当該顧客が既に JACCS に対するクレジット契約債務の支払を完了している場合は、加盟店と顧客との間で直接精算手続を行うものとします。

第7条（改善要請等）

第 5 条によるクーリングオフの申込み及び前条に該当する申込みが多発している場合には、JACCS は、加盟店に対し、原因契約の勧誘に関して、質問をし、報告若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができるものとします。また、必要に応じて、その勧誘の方法又は態様に関し改善を求めることができるものとします。

以上